

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

令和 2 年の法改正により、**令和 4 年 10 月から**短時間労働者の健康保険・厚生年金保険（以下、社会保険といいます。）の適用が拡大されます。既に、平成 28 年 10 月 1 日より先行して、一定規模以上の従業員を雇用する企業はこの適用がなされているところではありますが、今回はその規模要件が拡大されますので、該当する企業は予め対策をご検討下さい。

◇ 短時間労働者の社会保険適用が次のように変更となります！

<平成 28 年 10 月～令和 4 年 9 月末で>

500 人未満の従業員数 : 週の所定労働時間が 30 時間以上である労働者 ※1

500 人以上の従業員数 : 週の所定労働時間が 20 時間以上であり、**雇用契約期間が 1 年以上見込まれ**、かつ、賃金月額が 8 万 8 千円以上である労働者

<令和 4 年 10 月 1 日から>

100 人未満の従業員数 : 週の所定労働時間が 30 時間以上である労働者

100 人以上の従業員数 : 週の所定労働時間が 20 時間以上であり、**雇用期間が 2 ヶ月を超えて見込まれ**、かつ、賃金月額が 8 万 8 千円以上である労働者

※1 規模要件の従業員数には短時間労働者数は除きます。

・社会保険適用範囲の拡大は今後も予想されます！

国内の少子高齢化の波が押し寄せ、労働力人口も減少している昨今、各企業も従業員募集で日々厳しい状況であるとの声を耳にします。政府も社会保険制度（世代間扶助）の維持の為に保険料収入の確保と、国内で埋もれている労働力（女性や高齢者）を労働市場に流入させる為、弊害となっている扶養範囲（年収 130 万の壁）の問題の解決策としても社会保険適用範囲の拡大は続くと予想されます。

これらの背景から各企業でも、事業継続をする上で要としての人材について短時間労働者のあり方を含めた活用方法に目を向けて行かれると良いかと思われます。

参考資料：厚生労働省「令和 4 年 10 月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

日本年金機構「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html>

2月の労務スケジュール

～2/29 1 月分社会保険料納付

～2/10 1 月分源泉徴収税額・
住民税額の納付

編集担当：會田
編集責任者：勝山



トピックス

◆短時間労働者に対する
健康保険・厚生年金保
険の適用拡大につい
て

◇今月の労務スケ
ジュール

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919